

(別紙)

令和3年度活動計画

1. 情勢及び基本方針

我が国の農業は、農業従事者の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。このような状況に加え、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化が消費者の生活様式を一変させている。観光業や飲食業などの外食市場は消費が大きく減少する一方で、家庭内消費は増加するなど、食料生産を担う生産者においてもこれまで以上に販路の維持・新規開拓に取り組む必要性が出ている。

こうした状況の下、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の施行から5年が経過する中で、認定農業者は、農業委員の過半数を占めることが要件化されており、農地利用の最適化を推進する上でも、これまで以上に地域農業者の代表としての活躍が期待されている。

また、令和2年度からは、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）において認定農業者制度の電子申請が可能となったことや農業経営改善計画の申請において認定農業者の営農地域が複数市町村にまたがる場合、国・都道府県認定ができる制度が開始されるなど、新たな取り組みも始まった。

我々認定農業者は、人・農地プランで定められている「地域の中心経営体」として、農地の保全や集約化、農業を持続的に行うための次世代の人材育成など、目指すべき地域農業の将来像に向けて地域を牽引する役割を果たしていかなければならない。

このような情勢を踏まえ、全国認定農業者協議会は会員や県認定農業者組織、関係機関と連携を図りながら、会員相互の研さんや情報交換、農業政策に対する提案、認定農業者の経営発展と更なる組織化に向けた活動を進めることとする。とりわけ、令和3年度は次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向け、経営継承対策や地域振興と密接に結びついた生産基盤の維持・発展に向けた活動に取り組むこととする。

2. 事業計画

(1) 会議の開催

①総会

○令和3年度通常総会

開催期日：令和3年6月25日（金）

開催方法：WEB会議方式

②役員会

○第1回

開催期日：令和3年4月16日（金）

開催方法：WEB会議方式

議 事：①次期政策提案のとりまとめについて
②来年度の活動計画について

○第2回

開催期日：令和3年6月16日（水）

開催方法：WEB会議方式

議 事：①政策提案について
②令和3年度通常総会について

○第3回

令和4年3月2日（水）を予定

③全体会

○全体会

令和4年1月下旬頃を予定 開催方法：WEB会議方式を検討中

（2）政策提案など農政活動の実施

現場での実践を踏まえ、地域農業の担い手としての意欲の喚起、創意工夫を助長するような施策や仕組み等に関する政策提案を市町村・県組織から積み上げ、政府・国会等に提案するなどの農政活動を強化する。

（3）認定農業者の組織化推進に向けた『仲間づくり』活動の実施

①組織の運営・活動の強化

認定農業者を中心とした経営対策予算の措置に向けて、市町村・都道府県・全国の各組織運営の強化等について引き続き取り組むとともに、他の農業経営者組織との連携を図る。

②未組織都道府県の組織化の推進と会員拡大

未組織都道府県の組織化に向け、ブロック単位での働きかけを強化し、未加入組織に対して加入を働きかける。

また、認定農業者組織の強化が急務となることから、未組織都道府県については、積極的な働きかけに加え、出来るかぎり、本会役員または事務局の派遣等のサポートを行う。

さらに市町村段階の組織化についても、県組織役員等が中心となり積極的に関係者に働きかける。

③青年部及び女性部の活動強化

各都道府県組織における青年、女性の交流・研鑽を積極的に実施するため、各県の役員が中心となり、各種研修会や交流会の開催に向けた積極的な働き

かけを行う。これに加えて、本会役員または事務局の派遣も含め、必要な支援を行う。

また、各都道府県組織が開催した青年部及び女性部の研修会や交流会については、その経費の一部を助成することも随時検討する。

④認定農業者の育成・確保に向けた取り組み

認定農業者の仲間づくり運動である『一人一声運動』を実施する。併せて自ら農業経営改善計画の達成状況を点検し、さらなる経営発展に努めるとともに、計画的な経営継承の検討・実施に取り組む。

⑤経営改善の着実な実施に向けた自己点検

農林水産省の定める「農業経営指標」を活用して自己チェックや経営データの確認を行い、農業所得の向上等のステップアップを図ることとする。

(4) 経営改善に向けた相互研さん・研修活動の実施

①全国農業担い手サミットへの協力・支援

茨城県で開催する「第23回全国農業担い手サミット in 茨城(令和3年11月18日(木)～19日(金))」の主催者の一員としてサミット実行委員会に参加し、参加者数の確保などに積極的に取り組む。

②全国農業経営者研究大会等の研修会への参画

第51回全国農業経営者研究大会(令和4年2月で調整中)に主催者の一員として、県組織の理解・協力を得て積極的に参加する。

③経営者組織との連携強化

農業経営をめぐる情勢変化を踏まえ、農業経営の改善に向けて全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国養鶏経営者会議、全国肉用牛経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、(公社)日本農業法人協会、全国生活研究グループ連絡協議会との連携を強化する。

④農業経営者間の利用権交換運動の推進

土地利用型経営のさらなる改善に向けて、稲作経営者会議や農業委員会、農地中間管理機構と連携を図りつつ、農業経営者間で農地の利用権を交換する運動を展開する。具体的には、担い手間で利用権を交換して農地の団地化と畦抜きによる区画拡大を行い、生産コストの低減・省力化を実証するモデル地区の設置に取り組む。

⑤関係団体等との連携強化

(一社)全国農業会議所等関係団体との連携を図り、情報提供活動等の取り組みを強化する。

(5) 国民理解の促進に向けた情報提供活動の実施

全国農業新聞を機関紙として位置づけ、認定農業者組織の活動状況や認定農業者の経営改善事例等を紹介するとともに、生産現場の声を国民に向けて発信し、消費者の農業理解に積極的に取り組むこととする。

(6) 都道府県・ブロック単位の活動強化に向けた支援

上記(1)～(5)について、さらに効果的に取り組みを進めるため、都道府県及びブロックにおける活動強化の支援に努める。

また、東北ブロック認定農業者サミットおよび九州ブロック認定農業者会議の開催について支援する。

この点においては、必要に応じて開催等に係る経費の一部を助成できるよう随時検討する。

(7) 認定農業者に関する各種調査活動の実施

必要に応じて、認定農業者の状況の把握や経営に役立つ各種調査活動等に取り組み、会員の経営改善に役立つ情報の発信に繋げていくこととする。

3. 行動指針に基づいた組織活動の実施

自らの農業経営の改善に取り組むとともに、互いの経営発展を通じて農業構造をより望ましい方向へ導く「地域農業のけん引役」を果たせるよう、『全国認定農業者協議会行動指針』（以下「行動指針」という。）に基づいた組織的な取り組みを進める。

4. 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開

認定農業者が自ら作成した農業経営改善計画を達成するには、自己経営の現状を明らかにし、経営理念に基づいた経営改善・発展のための課題に“気づくこと”が不可欠である。また、“気づいた課題”を解決するために構築されている認定農業者等への支援策や税制特例等を理解し有効に活用することが求められる。このため、「行動指針」に基づき、認定農業者組織等は農業委員会ネットワーク機構と連携しながら、「農業経営発展過程・経営管理モデル」に対応した活動を展開する。